

令和7年度（2025年）税制改正

令和6年12月末に令和7年度（2025年）税制改正が閣議決定されました。今回は主な改正内容の概要を紹介し、次回以降により詳しい解説を行います。

今回の税制改正の主な項目は、物価上昇局面での税負担の調整と就業調整への対応、老後の資産形成の促進、中小企業の設備投資の促進及び防衛力強化に係る財源確保のための税制措置が挙げられます。所得税の基礎控除の増額以外には、目玉となる大幅な改正は無く、全体的に従来の制度を調整する内容の改正が多くなっています。

主要な改正項目の概要

項目	内容
個人所得関連	1. 所得税の基礎控除の引上げ及び新しい控除の創設（特定親族特別控除（仮称）） ・納税者本人の基礎控除の引上げ（基礎控除+10万、給与所得控除+10万）が行われ、従前のいわゆる103万円の壁が123万円に引上げ。 ・19歳以上23歳未満の一定の親族（大学生年代の子等）が上記の123万円を超えた収入がある場合でも段階的に納税者本人（通常は「親」）が控除を受けられる制度を創設（特定親族特別控除（仮称））
	2. 確定拠出年金の拠出額限度額の引上げ ・厚生年金・共済組合に加入している方（2号被保険者）の拠出限度額について、企業年金制度の有無の差を解消して、6.2万円に引上げ。 ・自営業の方等（1号被保険者）の拠出限度額と国民年金基金の掛金を7.5万円に引上げ。
	3. 子育て支援に関する税制の維持・追加 ・従前から住宅ローン限度額の縮小が予定されていたが、 <u>子育て世帯・若年世帯に限り、2025（R7）年入居分について従前と同水準を維持。</u> ・生命保険料控除の「新生命保険料」に係る一般生命保険料控除について、 <u>23歳未満の扶養親族を有する場合には、控除額を6万円に引上げ</u> （但し、介護医療保険や個人年金保険料を含めた合計保険料控除の総額は従前と同様）。
法人関連	1. 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の見直し・延長 ・中小企業者等の所得金額のうち、年800万円以下の部分に適用される法人税の軽減税率15%（本則課税：19%）の適用時期が2027（R9）年3月31日までに開始する事業年度まで、2年延長。 ・所得の金額が10億を超える事業年度については税率を17%に上げる等の見直し。
	2. 中小企業投資促進税制の延長 対象となる企業の判定の見直しを行ったうえで、適用期間を2027（R9）年3月31日まで延長。
	3. 中小企業経営強化税制の見直し・延長 ・従前の制度の一部見直しを行い、適用時期が2027（R9）年3月31日まで2年延長。 ・売上高100億円超を目指す中小企業に向けて、制度の拡充。

その他の改正項目

防衛特別法人税（仮称）の創設

国の防衛力の抜本的な強化を行うため、安定的な財源を確保する観点から創設。①法人税額に対し、税率4%の新たな付加税、②課税標準となる法人税額から500万円を控除、③2026（R8）年4月1日以降開始事業年度より適用。

上記でご紹介した税制改正は今後の国会での法案決議により、内容が変更になる場合があります。

@1月の予定

- 1/10・12月分源泉所得税
・住民税の特別徴収税額納付期限
- 1/31・11月決算法人の確定申告
・2,5,8月決算の消費税及び地方消費税の中間申告

《休業日》土曜・日曜・祝日

黒沼共同会計事務所

